

令和2年8月定例教育委員会会議

- 開催日時 令和2年8月20日(木)
午後1時30分～午後3時00分
- 開催場所 鹿嶋市役所 3階 会議室301
- 出席委員 教育長 川村 等
教育長職務代理者 岡見 文彦
委員 信樂 哲
委員 原 キミ
委員 大槻 啓子
委員 大崎 千帆
- 事務局出席者 教育委員会事務局部長 佐藤由起子
教育委員会事務局次長 大須賀規幸
教育委員会事務局次長 宮崎 正明
教育指導担当参事兼課長 石津 光彦
総務就学課長 君和田浩幸
幼児教育課長 堤 芳隆
教育施設課長 野田 秀志
社会教育課長 東峰由美子
中央図書館長 飯塚 貴子
中央公民館長 増田由紀子
総務就学課長補佐 平山麻由美
総務就学課主事 横田 友人
- 議 事
 - 1 議 案
 - 非公開 報告第14号 職員の人事(8月1日付け職員異動)について
(総務就学課)
 - 公 開 報告第15号 令和2年春の生存者叙勲の内申の専決について
(総務就学課)
 - 2 協議・報告事項
令和2年第3回鹿嶋市議会定例会提出議案について
 - 3 その他
教育委員会関係日程
- 会議録

1 開 会

教育長から開会が宣言された。

2 議事録署名人の氏名

大崎委員が指名された。

3 議 案

報告第14号 職員の人事（8月1日付け職員異動）について
（総務就学課） 8月1日付け、鹿嶋市職員の人事異動を報告するもの。
【主な質疑・意見等】 ※個人を特定する情報のため、非公開とする。

※報告第14号については、原案どおり承認された。

報告第15号 令和2年春の生存者叙勲の内申の専決について
（総務就学課） 70歳以上で功績が顕著な者が受けられるもの。
【主な質疑・意見等】
特になし

※報告第15号については、原案どおり承認された。

4 協議・報告

令和2年第3回鹿嶋市議会定例会提出議案について

① 令和2年度鹿嶋市一般会計補正予算のうち教育委員会関係予算

【主な質疑・意見等】

委員 総務就学課の補正予算で3点お伺いしたい。
小中学校の修学旅行のキャンセル料について、ある保護者から修学旅行の参加について、保護者の判断となっていて迷っているということを知った。今回の補正は、全員キャンセルということのキャンセル料なのか。

総務就学課 その通り。

委員 鹿嶋市としては、全員キャンセルということを決めたということか。

総務就学課 夏休みに入る直前に教育委員会と学校と協議をして、修学旅行は中止と決定し、保護者へ通知を出した。

委員 鹿嶋市としては全員キャンセルということで、キャンセル料を業者に支払うということか。

総務就学課	その通り。
委員	2点目。電算機借上料でG I G Aスクールのタブレット端末があるが、従前と比べて、どの程度、数的に増えるのか、子ども達に充足する割合はどの程度上がるのか。
総務就学課	一人一台のタブレット端末を整備するのがG I G Aスクールの中にあり、現在、全校で約500台だが、全校生徒約5,000人分のタブレット端末を導入するものである。
委員	昨年度、学校訪問をした際、I C Tの授業研究を見たが、先生方からタブレットが足りなくて、授業が重なりと使えないということを聞いた。その時よりはるかに改善されるということか。
総務就学課	その通り。全ての児童生徒一人に一台ずつ端末を置き、授業が展開される予定である。 全国で一人一台の端末配置をいう方向になっており、鹿嶋市においても同様に導入できるよう補正をし、早急に導入したいと考えている。
委員	3点目。物品購入の電子黒板は、市内全ての学校の普通教室、特別支援学級に電子黒板が整備されるということか。
総務就学課	その通り。
委員	今年度中の整備ということだが、少しずつ入ったらその分だけ整備していくのか、それとも一斉に整備するのか。
総務就学課	今の段階では、一度に契約を交わすので、年度末頃に全校一斉に導入と考えているが、全国で同じような導入を進めているので、端末の契約先から一斉ではなく、徐々にという話が出る可能性もある。
教育長	児童生徒用だけでなく、教員用も予算に入っているので、先生方も一斉に使用しても問題ないよう整備する。
委員	教育施設課の公民館の大規模改修工事で、はまなす公民館のアスベスト除去とあるが、アスベストは公的施設ではもう無いと思っていたが、残ってしまったのか。どの辺で使われていたのか。

教育施設課	<p>市内のアスベストが使用されていた施設だが、基本的には外壁であるのだが、剥離かつ飛散する施設については全て撤去、修繕をすることになっている。剥離、飛散が見られない状況だと補修修繕は行っていない。今後は、アスベスト含有調査を実施し、含まれているか、含まれていないかを明確にすることの他、外壁で剥離や飛散するのが分かった時点で、すぐ改修修繕をしていきたいと考えている。</p> <p>はまなす公民館に含まれているのは外壁である。アスベストで一番恐ろしいのが肺に入ってしまうことで、今回は、飛ばないようにゼリー状のもので下に落とすような方法を取る。</p>
委員	<p>アスベストは断熱材に多く含まれていると捉えていた。外壁にも使用されているということで、安全に工事を進めるようお願いしたい。</p>
委員	<p>幼児教育課の新型コロナウイルス感染拡大防止事業補助金で 26 施設について、内容は全て備品を購入することだが、備品はどのようなものを購入するのか。</p>
幼児教育課	<p>消耗品も含まれていて、マスク、消毒液等となっている。備品購入では、空気清浄機を考えているが、民間施設への補助のため、民間施設の希望で利用してもらおう。要望を聞くと、消耗品だとマスクや消毒液、備品だと空気清浄機、消毒液生成器の要望もあった。</p>
委員	<p>中央図書館の大規模改修の空調は、修繕でなく新調するということか。</p>
教育施設課	<p>その通り。修繕と考えていたが、現存の再利用ができないため、新材する。内訳は、管理費、エアコン3台と配管の撤去設置、サーキュレーター（扇風機）、キュービクルの増設である。</p>
委員	<p>アスベストの話だが、今は問題ないが、まだアスベストが使用されている公共施設はあるのか。</p>
教育施設課	<p>全ての施設を把握しきれていないが、鹿島中学校の校舎の外壁に含まれている。アスベストは下地材で1970年から2005年の間に販売施工されていたセメントフェラ系というものに含まれている。30年間でどれが使われていて、どれが使われていないかが明確になっていない状態なので、全ての施設の含有調査を行うと時間と</p>

労力がかかってしまう。アスベストの飛散は、剥離して
いて飛ばない状態であれば、近くにいる人でも害にはな
らないということで、それらをふまえ、全ての施設の目
視、劣化調査をしていて、はなます公民館は著しい状態
であったので、工事を行うことにした。

- ② 鹿嶋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例
- ③ 鹿嶋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

【主な質疑・意見等】

委員 事業所内の保育施設は認可されている場合もあるという
ことか。

幼児教育課 その通り。

委員 規模も大きいこともあるか。

幼児教育課 地域枠を設けることにより、公費が入るため、認可施設
として扱われる。一般的には、従業員のみ子どもを預
かるということであれば、認可外として扱われる。

委員 家庭的保育事業というのは、一般家庭のような小規模な
施設に認可を受けてなくても子どもを預かって保育して
いるところか。

幼児教育課 5人ぐらいの家庭的な保育を行っているところである。

委員 それも、認可されている場合もあるし、されていない場
合もあるのか。

幼児教育課 その通り。

委員 居宅訪問型は、保育士資格所有者が依頼を受けて、訪問
して保育するということか。

幼児教育課 その通り。都市型に多い。

委員 鹿嶋市で居宅訪問型をやっている事業所はあるのか。

幼児教育課 ない。

委員 第53条に特定子ども・子育て支援施設等とか特定子ど
も・子育て支援提供者とあり、それが第30条の11第

3項に規定するとあるが、第30条の11第3項はどのようなことを規定しているのか。どんなものが特定子ども・子育て支援施設等や特定子ども・子育て支援提供者なのか。

幼児教育課

新旧対応表の通り。

委員

第60条第3項で学校と保育施設が連携するときに、特別な文書が今度から必要になるのか。ここは変更点ではなく、今まで通りか。改めて変更があったということではないのか。

幼児教育課

その通り。この条文は、新しいサービスができたのだが、今までのサービスと同じ手順を取りますということである。

委員

改正内容の副食費の取扱規定の追加で、低所得、低収入の家庭においては、副食費を徴収しないとあるが、その基準の金額はどのくらいなのか。

幼児教育課

規定箇所が13ページで、所得割額で77,101円である。

④ 鹿嶋市教育委員の任命について

【主な質疑・意見等】

特になし

⑤ 令和元年度鹿嶋市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定のうち教育関係予算について

【主な質疑・意見等】

特になし

5 その他

・日程について

6 閉会

教育長から閉会が宣言された。